

## 沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例（平成12年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「宅地建物取引主任者資格試験」を「宅地建物取引士資格試験」に改める。

第5条第1項中「宅地建物取引主任者資格登録簿」を「宅地建物取引士資格登録簿」に改める。

第6条第1項中「宅地建物取引主任者資格」を「宅地建物取引士資格」に改める。

第7条第1項及び第8条第1項中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める。

第12条を第13条とし、第9条から第11条までを1条ずつ繰り下げ、第8条の次に次の1条を加える。

（再交付申請手数料）

**第9条** 宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第14条の15第1項の規定により宅地建物取引士証の再交付の申請をしようとする者は、再交付申請手数料を納めなければならない。

2 前項の再交付申請手数料の額は、4,500円とする。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に受理したものについては、なお従前の例による。

平成27年2月19日提出

理 由

宅地建物取引業法等の一部が改正されることに伴い、宅地建物取引士証の再交付の申請に係る手数料の徴収根拠を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。